

三橋公民館による俳句掲載拒否問題についての見解

2014年8月20日

自治労連埼玉県本部

自治労連埼玉県本部教育部会

三橋公民館を利用する俳句サークルから「公民館だより」7月号に掲載するよう提出された「梅雨空に『9条守れ』の女性デモ」という俳句を、公民館側が一方的に掲載を拒否する出来事が起きました。この問題について、多くの住民や住民団体・労働組合などから批判する意見が相次いでいます。

私たちは、公民館は住民の自由で自主的な学びが保障される場であり、その活動に対して行政の不当な介入があってはならないと考えます。

今後、①さいたま市教育委員会及び公民館が対応を改めること、②「公民館の役割」、「自治体労働者の役割」の原点に立って、自由で自主的な学びの場である公民館を、住民とともに作り上げていくことを求めます。また、今回の問題を教訓に、県内の自治体労働者が憲法と地方自治を守り発展させるために一層役割を發揮することを呼びかけるため、以下のとおり見解を發表します。

1 公民館の役割について

——平和で民主的な国家及び社会の形成者を育成するため、国民の自由で自主的な学びを保障する公民館——

憲法26条は、国民の学習権を規定しています。また教育基本法では国や地方公共団体が社会教育を奨励・振興することを規定し、そのための施設として公民館が位置づけられています。すなわち、公民館は、憲法で保障された国民の学習権を実現する場です。

学習権が保障されるためには、①公平・平等に学びの機会が保障されること、②自由で自主的な学びが保障されること、③学びの場所や機会が無償で提供されること、が必要です。

学習権の保障によって何をめざすか。それは教育基本法第1条に明らかにされています。「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされており、社会教育法第3条では、「国及び地方公共団体は—中略—（国民が）自ら實際生活に即する文化的教養を高めるような環境を醸成するように努めなければならない。」としています。また、生涯学習審議会答申（1992年）では「現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培い、課題解決に取り組む主体的な態度を養っていくことが大切である。」と述べています。

そして、学ぶ主体は住民であり、その学びを職員が援助し、国・自治体などの行政が条件整備をする。それが公民館活動における、住民、職員と行政のそれぞれの関係です。したがって、行政がその権限によって強要や介入することはもってのほかです。

2 自治体労働者の役割について

——憲法と地方自治を実現する自治体労働者——

自治体労働者は、憲法に規定された権利を地域住民に保障・実現し、また住民の福祉の増進という地方自治の目的を実現するために職務にあたっています。そのため、憲法99条で憲法尊重擁護義務がうたわれ、入職にあたっては、憲法尊重擁護することを宣誓しています。

したがって、職務に当たっては全ての面で、憲法擁護・実現の視点でとらえ、判断する必要があります。普段、法令や要綱、マニュアルといったものをもとに仕事にあたっていたとしても、常に憲法の視点でそれが正しいのかどうかを意識し、必要であれば見直しの努力をしなければなりません。

さらに、社会教育の現場では、教育基本法・社会教育法の規程や理念からしてどうなのか、意識しながら仕事にあたり、自治体職員として、それらの理念を実現させる立場から、住民に助言し、行政としては条件整備に徹するということが基本的姿勢です。

3 今回の俳句掲載拒否問題について

(1) 社会教育法第23条及び市の「広告掲載基準」を掲載拒否の根拠とすることについて

当初、市教育委員会は掲載拒否の理由を、社会教育法第23条の公民館が行ってはならない行為に「特定の政党の利害に関する事業」が挙げられているためとしていました。しかし、これについては教育長自らが適切ではないと撤回したように、そもそも今回の件が該当するものではありません。社会教育法第23条は、公民館自らが行ってはならない行為を規定したものであって、住民の表現の自由や学習権を保障するための条文です。

また、市の「広告掲載基準」に、「国内世論が大きく分かれているもの」との定めがあることを根拠としています。これについては基準を所管する部所が「会社や商品の広告の基準で俳句は広告には当たらない」と述べているように、全く根拠にはならないものです。

(2) 世論を二分するようなテーマについては掲載しないことについて

先の「1. 公民館の役割」で述べたとおり、公民館には、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」をすることが求められます。そのためには、多様な意見の違いを前提にした学習の機会が保障されなければなりません。したがって、世論を二分するような重要なテーマについて学習課題として取り上げることは、教育の目標を実現するための現代的課題として非常に意味があることです。むしろ、積極的に意見表明や学習の機会が与えられてしかるべきで、抑制されるべきものではありません。

社会教育法第12条では、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」とうたっています。住民の自主的な学習の内容や成果について、行政の一方的な判断で、発表を規制することになれば、活動そのものを規制することにつながるのではないのでしょうか。

また、昨年10月のさいたま市公民館運営審議会の答申「社会変化に対処する公民館のあり方について」でも、「公民館だよりは単なるお知らせだけに終わらないで、学習活動の現状や成果の紹介、地域の課題や住民の生の声を取り上げ、ニュース性のあるものを盛り込む」としており、俳句掲載拒否はこの答申の内容とも相容れません。

社会的・政治的な課題については、多様な意見が存在するのが当たり前で、その異なる意見を前提に、様々な合意形成をつくっていくことが民主主義のあり方です。世論が二分されたり選挙の争点になるようなことを避けてしまっただけでは、社会的・政治的な課題については全く触れられなくなってしまいます。

4 さいたま市教育委員会及び公民館に求めるもの

今回の、さいたま市教育委員会がとった俳句掲載拒否は、公民館のあり方及び自治体労働者のあり方からして、明らかに間違った対応です。

この事態を誤りと認め、すぐに正していくことが、この問題の解決のためにも、今後、公民館を住民とともに作り上げていくためにも大切なことです。そこで次の点について対応を求めます。

- (1) 作者に謝罪するとともに、掲載を見送った俳句を公民館だよりに速やかに掲載すること
- (2) 今回のような事態が二度とおこらないよう、また、住民の自由で自主的な学びを支える公民館を実現するよう、「主人公は住民、職員は援助、市は条件整備」の徹底をしていくこと
- (3) 社会教育の専門職員である、社会教育主事を積極的に配置すること。